

## 史学委員会分科会の設置について

分科会等名： 文化財の保護と活用に関する分科会

1 所属委員会名 (複数の場合 は、主体となる 委員会に○印を 付ける。)	史学委員会
2 委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3 設置目的	文化財が人類共通の遺産であることは今日常識化している。しかるに近年の文化行政は、効率化を優先させた行政改革の中で大きく変化し、とくに地域の文化財を軽視する事態を引き起こしている。こうした状況であればこそ、「政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的な発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」とする文化財保護法（昭和25年法律第214号総則第3条）の理念にたちかえり、文化財の将来的な保護・活用を展望する必要が学術会議にはあると認識する。
4 審議事項	(1) 現状における文化財の保護の検討 (2) 現状における文化財の活用の検討
5 設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 常設
6 備考	